

令和4年度臨海部の交通機能強化に向けた調査検討業務委託 企画提案書作成・応募要領

1 目的

川崎臨海部への公共交通等による通勤環境については、朝夕の通勤時間帯に利用者が集中する特性があり、通勤者の多くは川崎駅発着の路線バスを利用していることから、ピーク時間帯におけるバス車内や駅前広場の混雑、所要時間の長さなど、その利用環境の改善が課題となっている。

本市においては、臨海部の通勤環境を改善し、臨海部の発展を支える交通機能強化の実現に向けて、臨海部が目指す交通ネットワークの将来像及びこれを構成する基幹的交通軸及び各交通拠点の役割や機能、交通ネットワーク形成の考え方やプロセス等の中長期的な交通機能の強化に向けた方向性を「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針（令和3年3月）」としてとりまとめているところである。

本業務は、その後の扇島地区のJFEスチール京浜地区の高炉等の休止に伴う将来的な大規模土地利用転換や脱炭素社会に向けた環境問題への対応、次世代交通モビリティの発展等、川崎臨海部の交通環境をとりまく状況に大きな変化が生じていることから、臨海部における交通ネットワークや交通拠点のあり方について検討を行うものである。また、大師橋駅駅前広場の整備や多摩川スカイブリッジの開通による羽田空港へのアクセス性の向上等、周辺の交通インフラが変化する中で、京急大師線沿線を起点とした最適な交通機能の構築に向けた調査検討を行うものである。

2 業務委託について

- (1) 業務委託期間
契約締結日から令和5年3月24日まで
- (2) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 契約方法
公募型プロポーザル方式
- (4) 契約上限額
21,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 契約書作成の要否
要

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (3) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の

規定に違反しない者。

- (6) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (7) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (8) 令和4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、本業務に対応するとして定めた業種（12 建設コンサル）・種目（04 道路）又は（12 都市計画）に登録されている者

4 スケジュール予定

本募集に係るスケジュールは次のとおりです。

内 容	日 付
企画提案募集開始	6月15日（水）
参加意向申出書提出期限	6月24日（金）
質問書提出期限	7月 4日（月）
企画提案書提出期限	7月13日（水）
審査（ヒアリング）	7月20日（水） 21日（木）（予備日）

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡します。

5 応募書類

- (1) 参加意向申出書の提出

提出期限 令和4年6月24日（金） 17時必着

- ① 参加意向申出書（様式1号） 正本1部
- ② 誓約書（様式3号） 正本1部
- ③ 類似・関連事業の実績一覧表（様式4号） 正本1部
- ④ 付属書類 各1部
 - ・会社等の概要（様式任意。既存のパンフレット等可）
 - ・履歴事項全部証明書（提出日の3ヶ月以内の原本）
 - ・法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書
 - ・川崎市税に滞納がないことの証明書

※参加を取り下げの場合は、7月1日（金）までに参加辞退届（様式2号）正本1部を提出してください。

- (2) 質問書の提出

提出期限 令和4年7月4日（月） 17時必着

- ① 質問書（様式5号）
 - ・様式を用いて提出してください。
 - ・質問に対する回答は、参加表明書を提出した全ての者に、電子メールにて送信します。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者のみに回答します。

- (3) 企画提案書の提出

提出期限 令和4年7月13日（水） 17時必着

- ① 企画提案書表紙（様式 6 号） 正本 1 部
- ② 企画提案書（様式任意） 10 部（うち正本 1 部）
 - ・ A4 判片面印刷で 15 頁以内を目安とする。（表紙・目次は除く）
 - ・ 別紙仕様書（案）を参考に、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。具体的には、別紙に基づき記載すること。図表等を用いることも可とします。また、別紙における「企画提案内容」については次の内容を提案内容に盛り込むこと。

（企画提案①） 臨海部全体の交通ネットワーク再編に向けた具体的な手法等の提案

- ・ 臨海部全体の交通ネットワークを再編するため、想定される交通需要に対し、3 段階の目標年次における実現可能な交通手段による配分や経路等を道路ネットワークや交通状況等を踏まえて、具体的な分析手法及びアウトプットイメージを提案してください。

（企画提案②） 京急大師線沿線を起点とした最適な交通機能構築に向けた提案

- ・ 大師橋駅前広場が完成する令和 6 年度以降に大師橋駅からのバス路線に転換するための具体的な調査分析手法及び料金抵抗を軽減する実現性のある対応案のアウトプットイメージを提案してください。
- ・ 大師線沿線の駅の特性や利用目的等を考慮し、大師橋沿線においてバスやその他の交通手段を活用した最適な交通機能を構築するための具体的な調査分析手法及びアウトプットイメージを提案してください。

（企画提案③） 新たな交通拠点の整備に向けた実現性のある拠点のあり方を考える上で考慮すべき視点とアウトプットイメージの提案

- ・ 臨海部に整備する新たな交通拠点について、求められる機能を満たした上で実現させるために規模や導入機能、整備箇所等をどのような視点や手法を用いて検討を行うのか提案してください。また、企画提案①の目標年次時点で実現される交通ネットワークや道路ネットワークを踏まえた、より効果的な交通拠点のあり方を示すアウトプットイメージを具体的に提案してください。

- ③ 費用見積書（様式 7 号） 正本 1 部
 - ・ 見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。
- ④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式 8 号） 正本 1 部
 - ・ 本事業に当たって十分な経験を有する者を統括責任者とすること。
 - ・ 参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
 - ・ 提出後の統括責任者の変更は、川崎市がやむを得ない事情があると認める場合を除きできないものとします。

(4) 提出方法

- ・ 直接持参又は郵送（提出期限必着）で提出すること。
- ・ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- ・ なお、質問書は電子メールでの提出も可能とします。

(5) 提出先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町 5-4 川崎市役所第 3 庁舎 10 階

臨海部国際戦略本部拠点整備推進部

(電子メール) 59kyoten@city.kawasaki.jp

6 委託先の選定

(1) 選考方法

- ① 1 次審査及び 2 次審査による審査及び評価を行います。
- ② 1 次審査は、書類審査により行います。審査結果は、確定後直ちに、提案者に書面により通知（様式 9 号）します。
- ③ 2 次審査は、当該評価委員会において、提案書等について 30 分程度のヒアリング（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分程度）を実施いたします。日程は令和 4 年 7 月 20 日（水）、21 日（木）【予備日】を予定しています。なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、提出された書類による書面審査等に変更する場合があります。
- ④ 2 次審査の結果により提案内容の順位付けを行い、総合得点が最も高い提案者を業務委託候補者として特定します。
- ⑤ 総合得点が最も高い提案者が複数ある場合は、「評価項目 D) (P. 6)」、「評価項目 E) (P. 6)」、「評価項目 F) (P. 6)」の合計点が最も高い提案者を業務委託候補者とします。
- ⑥ ⑤に該当する提案者が複数ある場合は、評価委員の協議により、業務委託候補者を決定します。
- ⑦ 提案者が、1 社のみであっても、評価委員の平均点が 6 1 点を越えれば、業務委託候補者とします。
- ⑧ 詳細については別途連絡致します。

(2) 選考基準

別紙「評価項目及び基準等」(P. 6) により行います。

7 選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に書面により通知（様式 10 号）します。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、提案者を失格とします。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されない場合
- (2) 企画提案の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 当該評価委員会に欠席した場合
- (4) 「3 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、本企画提案書作成・応募要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

9 その他

- (1) 企画提案書等について

- ① 企画提案書等作成に伴う費用は、提案者の負担とします。
- ② 提出いただいた企画提案書等は返却しません。なお、提出された企画提案書等は企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用いたしません。
- ③ 企画提案書等に記載した担当予定技術者は原則として変更できません。ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には委託者の承諾が必要となります。

(2) 契約関係について

① 業務内容の協議

業務内容については、企画提案されたものを基にして、本市と協議し、仕様書の作成を求めます。契約後の業務にあたっては、企画提案された業務そのものを実施するものではなく、本市と十分に協議の上、実施するものとします。

また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めます。

② 成果物について

本業務における一切の成果物は、すべて本市に帰属します。また、本市は本業務の成果品を、自ら使用及び使用許諾した範囲において、随時利用できるものとします。

③ 守秘義務について

本業務を遂行する上で知り得た情報については、本市の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできません。

④ 個人情報の適正な維持管理について

本業務を行う上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずるものとします。

⑤ 契約手続について

契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

【評価項目及び基準等】

評価項目			評価基準	配点	評価点数				
					優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
事業実施体制	業務体制	A)	・実施体制について業務の性質に応じた適切な体制が図られているか。 ・担当者に同種・類似業務の実績があるか。	10	10	8	6	4	2
	スケジュール	B)	・遂行可能なスケジュールとなっているか。	10	10	8	6	4	2
企画提案内容	業務理解	C)	・事業目的、趣旨を十分理解し、目的を達成する提案となっているか。 ・仕様書の趣旨に沿った提案内容となっているか。	10	10	8	6	4	2
	企画提案① (臨海部全体の交通ネットワーク再編に向けた具体的な手法等の提案)	D)	・臨海部全体の交通ネットワークを再編するための具体的かつ現実的な手法となっているか。 ・交通ネットワークの再編に必要な具体的なアウトプットイメージをもっているか。	20	20	16	12	8	4
	企画提案② (京急大師線沿線を起点とした最適な交通機能構築に向けた提案)	E)	・大師橋駅のバス路線に転換を促すための具体的な調査手法や実現性のある対応案について具体的なアウトプットイメージをもっているか。 ・大師線沿線における最適な交通機能構築に向けて、具体的な調査手法やアウトプットイメージをもっているか。	20	20	16	12	8	4
	企画提案③ (新たな交通拠点の整備に向けた実現性のある拠点のあり方を考える上で考慮すべき視点とアウトプットイメージの提案)	F)	・臨海部に整備する新たな交通拠点について、実現させるための具体的かつ現実的な視点や手法のイメージをもっているか。 ・新たな交通拠点のあり方を示す具体的なアウトプットイメージをもっているか。	20	20	16	12	8	4
費用対効果	業務経費	G)	・積算金額に対して提案内容のレベルが優れている。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されている。	10	10	8	6	4	2
合 計				100					
				点					